

令和7年10月1日以降、被保険者証は使えなくなります。



マイナ保険証か資格確認書

で医療機関・薬局にて受付をしてください。

マイナ保険証の利用をご希望の方

- 利用登録済み** ▶ そのまま医療機関等でご利用ください。
医療機関等にある顔認証付きカードリーダーで利用登録ができます。
※マイナポータル等でも登録できます。
- 未登録** ▶

マイナ保険証をお持ちでない方

お手元の被保険者証の有効期限前に**資格確認書**が交付されます。詳しくは、加入している保険者にお問い合わせください。

マイナ保険証の利用が困難な方

ご高齢の方や障がいがある方など、マイナ保険証での受付が困難な方は、加入している保険者に**申請すれば資格確認書**が交付されます。

※後期高齢者医療制度にご加入の方には、令和8年7月までの間は、マイナ保険証の有無に関わらず、申請しなくても資格確認書が交付されます

＼こんな時に便利！／ マイナ保険証のメリット

- ✓ 過去のお薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられる
- ✓ 突然の手術・入院でも高額支払いが不要になる
- ✓ 救急現場で、救急搬送中の適切な応急処置や病院の選定、搬送先の病院で活用される

この他にも、日常生活の中で利用できるシーンが広がっています。
ぜひ日頃からマイナンバーカードを持ち歩いて、ご活用ください！



マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178**
5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。
受付時間（年末年始を除く）
平日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分

マイナンバーカードの健康保険証利用について
もっと知りたい方はこちら



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare